

栃木県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間に関する規程

平成19年2月1日
訓令第6号

改正 平成22年2月9日 訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、栃木県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成19年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第13号）の規定に基づき、職員の勤務時間に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間)

第2条 勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとし、午後零時から午後1時までを休憩時間とする。

2 勤務の特殊性その他の事由により前項の規定により難しいときは、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この規程は、平成19年2月1日から施行する。

附 則（平成22年訓令第1号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。